

文教厚生常任委員会記録

日 時 令和5年2月13日（月曜日）13時30分～14時51分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、平山副委員長、金木委員、舟見委員、村田委員、森議長

オブザーバー 阿部議員、船本議員、逢坂議員、磯野議員、工藤議員

事務局 豊島局長、嶋元係長

小寺委員長

それでは、時間になりましたので、本日の文教厚生常任委員会の休会中の調査行いたいと思います。

本日は、昨年9月から引き続きというか、継続のものになりますけれども、羽幌町総合体育館の使用料について担当課からある程度方向性が出たということで今日説明していただきたいというふうに思います。また、2点目の中央公民館（旧館）の建て替えの基本設計については、今年度予算化されて大まかな基本設計が出てきたということで、特にこの委員会で皆さんの意見を踏まえて実施設計、建築はまた数年後にはなると思いますが、様々な意見、町民目線の意見を出していただければなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

それでは、飯作課長からお願いいたします。

1 羽幌町総合体育館の使用料について

担当課説明

説明員 飯作社会教育課長、大西体育振興係長

飯作課長 13:31～13:39

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お時間をいただきまして、ありがとうございます。本日は、委員長からもありましたけれども、羽幌町総合体育館の使用料についてということと追加いただきました中央公民館（旧館）の建て替え基本設計についてということで説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは初めに、総合体育館の使用料についてということでお配りしている資料に基づきまして説明をさせていただきます。まず、1番の使用料に係る経過でございますけれども、総合体育館の使用料につきましては令和3年4月から体育館の管理運営が指定

管理者から直営に移行したことに伴いまして、指定管理者が設定していた利用料金が廃止され、条例に規定する使用料が適用されるため、結果、金額が上昇し、利用者の負担が増加することから、激変緩和を図り、1年間は従前の金額に据え置くこととする条例改正をさせていただいたところでございます。

次に、(2)番になりますけれども、1年間の緩和期間が終了する令和4年度からの使用料についての検討の中で条例に規定する金額が当時どういう根拠で設定されたのかというところを振り返ってみましたところ、実際に施設を利用される方からいただく料金設定ではなく、指定管理者による施設管理を前提とした利用料金の上限額の設定というものを目的としたものでありました。このため、緩和期間を終了し、条例上の使用料に戻すとしても、その設定根拠からは施設の利用者に対して求める応分の負担額という分には言いにくいのかなということがございまして、改めて使用料としての金額設定が必要と考え、緩和期間を1年間延長し、新料金の策定にかける期間とさせていただきまして現在に至っているところでございます。

次に、大きな2番の使用料の検討というところでございますが、緩和期間が終了する令和5年度からの使用料についてですけれども、金額の策定に係る要素として次の3点について検討材料とさせていただいたところでございます。1つ目に、町民の声ということで、現在の体育館の料金及び今後新たに金額を設定していくに当たっての意見などをアンケート調査したものでございまして、別紙でお配りしておりますアンケート結果を御覧いただきたいと思っております。

羽幌町総合体育館の使用料に関するアンケート結果ということで、実施時期につきましては令和4年11月から12月にかけてでございます。対象者としましては、高校生以下を除く羽幌町民のうち、1つ目に無作為で抽出した300人、2つ目に体育館を定期利用されている15団体のうちから10名ずつ会員150人、3つ目に任意の体育館利用者ということで、主に個人利用の方になりますが、37人、合計いたしまして487人からアンケートをお願いしたところでございます。そのうち、回答者としましては173名、回収率36%となっております。

なお、設問につきましては、問い1から問い5までは回答者の方の年齢ですとか、体育館の使用形態、それから使用頻度についての質問でございます。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきたいと思っておりますが、2ページをお開き願います。

問い6では、総合体育館の現在の料金について日常の活動の際の使用料についてお聞きをしております。回答順に申し上げますと、高いと答えられた方が17%、安いと答えられた方が12%、ちょうどよいと答えられた方が57%、分からない10%で、無回答が4%となっております。ちょうどよいと答えられた方が半数以上を占めている状況でござ

ざいます。

次に、問い7になりますけれども、総合体育館の料金設定に当たり考慮すべきと思う点についてということで複数回答可としてお答えをいただいております。羽幌町中央公民館などほかの社会教育施設とのバランスという方が37%、近隣自治体の公共体育施設の料金と答えられた方が49%、近隣の民間の類似施設の料金が10%で、その他8%となっております。

次に、問い8では、総合体育館の使用料についてご意見などがありましたらご自由にお書きくださいということで自由記述欄を設けております。以下に記載のような声がかかれておまして、適当という意見や減額や無料という声もあれば、施設維持のため増額という意見もありました。様々ですけれども、内容といたしましては問い6の回答の具体的な意見がここに表れているのかなというふうに考えております。

以上がアンケート調査の内容でございまして、次に先ほどの資料に戻っていただきますけれども、資料下段の(2)になりますけれども、2つ目といたしまして管内同種施設の状況ということで、アンケートの中にもご意見がございましたけれども、留萌管内の社会体育施設の状況を確認しております。施設の規模や設備がまちまちのため、一覧にしての比較というものがなかなか難しいところでありまして、今回資料は用意してございませんけれども、例えば個人使用ですと羽幌町が1回110円に対して管内では無料から200円の範囲というふうになっております。ただし、使用時間や設備など使用形態も異なりますことから、平準といえますか、押しなべてみますと1回100円程度が平均値なのかなというところがございます。

次のページ、2ページを御覧いただきまして、3つ目として町内社会教育施設との整合ということで、羽幌町の社会教育施設の使用料につきましては以前に羽幌町公共施設の使用料見直しということで羽幌行政改革懇談会に諮問をし、その答申を踏まえた金額を設定し、中央公民館をはじめ、総合体育館にも適用して現在に至っているものでございます。このため、各社会教育施設の整合性を考えた場合には、体育館だけ金額を変更するという部分につきましては整合性を欠いてしまうのではないかとこのところも考えられるところがございます。

これらのことから、3番の検討の結果というところになりますけれども、これまでの3つの検討材料を踏まえますと、次年度からの金額につきましては変更せず、現状を維持というふうな判断をするところがございます。ただし、アンケートの意見の中にもありましたが、今後も社会教育施設全般として施設維持管理経費とのバランス、それから受益者としての負担の割合など、常に検討課題として念頭に置きながら施設運営に努めていかなければならないと考えているところがございます。つきましては、現在の金額

設定が3月31日をもって終了し、条例本則の金額に戻ることになりますことから、現行の金額を4月以降も引き続き継続させるため、次期3月定例会のほうに条例改正案ということで提出をしたいというふうに考えているところでございます。

簡単でございますけれども、以上が総合体育館の使用料についての説明ということでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

小寺委員長

それでは、1点目、羽幌町総合体育館の使用料について質疑を行いたいと思います。質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 13:39～13:43

平山副委員長 質疑というわけではないのですが、先ほど現状維持という方向性でいくと、私もそれに賛成したいです。今の段階で上げていくとか、それはちょっと理解得られないかなという思いがあります。現状維持でオーケーです。

小寺委員長 それでは、私から、3月定例会の条例改正ということで、今で言うそのままにすると原則に戻るということで、料金全体の改正、日付だけではなくて料金も新しい基準にして提出するというところでよろしいでしょうか。

飯作課長 今現在の規定ですと、附則に今の金額の設定を置きまして、これが3月31日までですよという規定になっておりますが、これが31日過ぎますと無効になってしまいますので、本則のほうに戻るのでございますけれども、今回改正をさせていただこうと思っているのはこの本則の金額自体を今の金額に合うように改正をしたいというふうに考えております。

小寺委員長 分かりました。

あともう一つは、現状維持ということなのですが、料金は変わらないので、特にインフォメーションは要らないのかなと思うのですが、町民の方とか使用している方にもぜひいろんな形でPRではないのですが、羽幌町としてこうしたいということをアピールと言った

ら変ですけれども、情報を提供するという事は、変わらないからしなくていいということではなくて、変わらないということをぜひ広報なりで伝えたほうがいいのかなどというふうに思いますので、何らかの方法で考えていただければなと思うのですが、いかがでしょうか。

飯作課長 変える変えないということではなく、これからどうしたらいいかということで実際に利用されている方にもアンケートなんかも協力いただきましたので、委員長言われたようにそういったお知らせもしていきたいと思っております。

村田委員 すみません。改定の部分というか、最後の資料で武道場の団体以外のところの使用の場合1時間220円とある中で、武道場にガラス張りというか、武道場見えるところの個室みたいのあるよね、あれというのは料金を取るとか取らないとかというふうになっていくと、外れているのか。

飯作課長 すみません。今表を御覧いただいていると思うのですが、武道場の下に会議室、研修室、多目的室とございます。その多目的室というのが今村田委員が言われた部屋になります。

小寺委員長 すみません。私から、公民館の場合、冬期間燃料費代みたいので上乗せがあったりとか、そういうのがあったかなと思うのですがけれども、体育館とかについては冬期間の料金の変動というのはなかったのでしょうか。

飯作課長 体育館に関しては、暖房云々という部分での料金の変動はございません。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、1件目の総合体育館の使用料については終わりたいと思います。
暫時休憩します。

(休憩 13:43~13:44)

小寺委員長
それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

2 件目の中央公民館（旧館）建て替え基本設計について、飯作課長、説明をお願いいたします。

2 中央公民館（旧館）建て替え基本設計について

担当課説明

説明員 飯作社会教育課長、大西体育振興係長、宮崎町民課長

飯作課長 13:44～13:54

それでは、続きまして中央公民館（旧館）の建て替え基本設計についてご説明をいたします。

旧館の建て替えに係る経緯等につきましては、以前の委員会で説明をさせていただいておりますので、詳しい説明につきましては省略をさせていただきまして、お配りしている図面等の資料に沿って説明をさせていただきたいと思っております。まず、1枚目の機能（部屋）一覧でございますが、建て替え後の新しい施設にどのような機能を設けるかということで一覧にしております。表の左側が現在の旧館の各部屋と面積、そして公共施設マネジメント計画で示されている建て替え後の想定面積でございます。そして、太線を挟みまして右側が今回の基本設計を進めるに当たり積算した各部屋と面積の基本案でございます。これをベースに設計作業を進めてまいりましたので、多少増減ございますけれども、図面を御覧いただきながら説明をしてみたいと思っております。

なお、マネジメント計画で現在別個の建物でございます郷土資料館、それから文化道場、役場の裏にあります旧高校剣道場ですけれども、こちらを統合するとされておりますので、この旨を反映させた案となっております。

また、同じく市街地区の集会所も統合するとされておりましたが、今後の方向性を再度検討していくということで今回の計画からは除いておりますので、後ほど所管課長から経過についてご説明をさせていただきます。

それでは、1枚めくっていただきまして、A3判の図面の1枚目になりますけれども、全体の配置図になります。建て替える新しい建物、図面上ではブルーの計画建物という表示をしておりますが、この計画建物の建設位置につきましてはJAの建物に接続する必要があるということから、JAさん側の意向を確認しましたところ、JA建物南側の2階への接続が望ましいということでございましたので、現在の旧館が建っている場所を含めた6条通、図面の上の太い通りが6条通になりますけれども、そこまでの範囲内で建設ということになります。建物の規模といたしましては、2階建てを想定しており

ます。

次に、もう一枚をめくっていただきまして、右下に図面番号 02 と書いてありますけれども、こちらが1階の平面図になります。まず、左下の角になりますけれども、出入口、風除室になりまして、そこから進んでいきますと共用部分、正面に階段、左手に各部屋への通路、右手にはエレベーターと既存公民館、現状今新館と呼んでいる公民館新館への渡り廊下というふうになってございます。

次に、青い部分、各部屋の内容になりますが、縦の通路を挟んで左側の上から工芸工作室ということで、現在の陶芸実習室になりますけれども、既存の陶芸実習室につきましては新館の2階に現在配置されておりますけれども、老朽化に伴う窯の更新の際に2階ですと既製品の窯が搬入できず、現地組立てとなることから割高になることと水道排水設備が2階の床下を走っておりますけれども、長い距離を走ることから傾斜が確保できず、なかなか流れが悪く、止まりやすくなっているという状況がございますので、これらを解消するため計画建物、新しくなる建物の1階に新設するものでございます。面積につきましては、従来と同規模を想定するものでございます。

次に、その下になりますが、調理実習室ということでございます。事業や講座、サークル活動で活用しておりまして、現状規模を維持ということで従来と同規模の面積を想定しております。

次に、和室になりますが、既存の和室につきましては純粋な畳敷きの部屋としての稼働率は、隣に休養室という畳の部屋もございますが、そちらを合わせましても低い状況でございます。しかし、茶道や生け花、かるた等の活動や事業もございましてことから、既存の和室と休養室を統合いたしまして和室1部屋を配置するものでございます。

次に、会議室になりますが、旧館の会議室、視聴覚教室、相談室、3つ部屋がございまして、広さですとか3階にある配置などの使い勝手の面から稼働率は低い状況となっております。しかしながら、会合やサークル活動での需要もありますことから、従来の3部屋を統合し、新たに会議室A、Bを配置するものでございます。なお、A、Bにつきましては間仕切りの構造といたしまして、つなげて大部屋使用を可能とするという考え方でおります。

次に、通路の右側になりますけれども、上から小ホールでございます。中小規模の事業や催し等に活用されており、会議やサークル活動の会場としても稼働率は高く、ホールとして維持をしたいと考えております。その下のテーブルや椅子の収納スペースと合わせまして、現在の旧館の小ホールと同規模を想定しているものでございます。

次に、その左下に行きまして、サブホールというところになりますけれども、文化道場の統合によりまして主に太鼓などの練習スペースとしてサブホールを設けるものでご

ざいます。大ホール、小ホールに次ぐ多目的な小規模ホールの位置づけとして活用を考えております。小ホールと同じように、その下にあります収納スペースと合わせまして小ホールの約2分の1程度の広さということで想定をしてございます。

次に、その右側の収蔵室、倉庫になりますけれども、統合する郷土資料館の収蔵品を保管する部屋として設けるものでございまして、マネジメント計画の想定面積を予定しております。なお、建物全体のレイアウトの関係からスペースを1階と2階に分けた配置というふうにしております。

そして、その下の横の通路を挟みまして、電気室、機械室というふうになっております。

続きまして、次のページ、2階の平面図になりますが、こちらを御覧いただきたいと思えます。図面、建物の左側は図書室ということで、内部の細かな配置は今後実施設計によりますけれども、図書室のスペースを積算するに当たりましては1平方メートル当たりの冊子の数など蔵書数に応じた面積の積算基準というものがございまして、現在の図書室の開架書籍冊数約3万6,000冊を想定した場合、約365平方メートルとしておりますが、これぐらいのスペースが必要となり、受付や事務スペース、勉強や調べ物などの学習ブースと合わせますと、このような配置となるものでございます。

次に、図面の右側になりますけれども、1階小ホールの吹き抜けがございまして、その下が資料室ということで、統合する郷土資料館の展示スペースになります。現在のスペースの許す限り大量の展示ということではなく、郷土資料の情報の提供を主眼といたしまして、図書館機能との統合を見据えるものでございまして、常設の展示スペースには主要資料のみ配置するという考えでございます。

次に、その下、展示室ということで、現在の中野北溟氏の書の記念室をここに配置をするものでございます。なお、先ほどの資料室の説明でも申し上げましたけれども、資料室とこの展示室につきましては図書館機能の下で整理、活用、保存などの運営が望ましく、近年の情報化社会に対応した図書館機能でございましてレファレンスサービスに対応するものでございます。このため、資料室と展示室につきましては、配置につきましても図書室の中に位置づけるというものでございます。

次に、その下と通路を挟んだ下の収蔵室につきましては、1階部分で説明いたしましたとおり、それぞれ振り分けて配置をしているものでございます。

それから、収蔵室に挟まれた横の通路でございまして、こちらを右手に進んでいきますとJAの建物に接続する渡り廊下へとつながるものでございます。

以上が旧館建て替えに係る基本設計の案でございまして、よろしく願いいたしまして、私からの説明は以上とさせていただきます。

小寺委員長

続いて、補足の説明を宮崎課長からお願いいたします。

宮崎課長 13:54～13:57

説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。集会所の関係ということで、私のほうからお手元の資料になります中央公民館（旧館）の建て替えに伴う集会所の取扱いについてご説明いたします。

まず、1点目の中央公民館（旧館）の建て替えに係る集会所についての考え方でございますけれども、経緯といたしましては公共施設マネジメント計画の策定当初において耐用年数を経過した市街地区の集会所につきましてはそれぞれ除却をして公民館（旧館）の建て替えに併せて複合化ということで、集会所の機能に特化したスペース相当としまして106平方メートルを含めまして整備することとしておりました。しかしながら、数年が経過する中で現状の考え方といたしましては、資料に記載しておりますとおり集会所相当分の106平方メートルを除くということで、公民館（旧館）の建て替えに伴いまして整備されますスペースですとか、また現在の新館部分、会議室等のスペースを有効に活用していただきたいというふうに考えておりました、このほかにあえて集会所の機能に特化したスペースを整備するという必要はないというふうに考えたものでございます。

次に、2点目になりますけれども、集会所の現状と今後の対応についてということでございますけれども、施設の利用状況につきましては全体的に減少傾向となっております、このような状況も踏まえまして今後におきましても各施設の管理者等に対しまして利用状況ですとか管理状況等の確認と、また所管課におきましても施設点検を実施しまして状況を把握してまいりたいというふうに考えております。その上で、表の部分に記載をしておりますけれども、基本的な取扱いということでまとめております。

以上、簡単ですけれども、私からの説明終わります。ありがとうございます。

小寺委員長

それでは、2点目の建て替えの基本設計について質疑を行いたいと思います。質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 13:57～14:51

村田委員 それでは、何点か質問していきたいと思います。まず、郷土資料館の件で貯蔵というのですか、今現在ある場所から移転して、恐らくこのスペ

ースだと展示するスペースとしては少ないのかなと。貯蔵室が上と下とかな、分かれているのですが、郷土資料館としての今貯蔵されている資料というのですか、たしかまだ汐見の学校にも置いてあると思うのですが、そこら辺のこれから、こういう小学校跡地も大分屋根も真っ赤になって傷んできている、そこら辺の考え方はどういうことで取り進めていくのかなという、考え方として。

飯作課長 郷土資料館につきましては、今言われたように役場の並びに資料館はございますけれども、その他の収蔵品に関しては汐見の旧光洋小学校ですか、のほうにもございます。マネジメント計画の中で示されているのが公民館の建て替えによって郷土資料館を統合し、収蔵品が置いてある汐見の光洋小学校に関しても中をきれいにして、年度はちょっとまだこれからの計画でどうなるか分かりませんが、除却という考え方でおりますので、中のものを整理して新しい建物の収蔵室に必要なものを移転するというような考え方でございます。

村田委員 そしたら、整理するということになると、廃棄するものは廃棄をして必要なものだけを残してこっちに持ってくるということですね。分かりました。
続けて、新しくなる和室についてなのですが、今までの旧和室よりも小さくなるというところで先ほど説明もあったのですが、ここで大会でいくとかるたですか、百人一首と言ったらいいのかな、が行われているという中でいって、今年もここでやったり、あと地方で大会やったりしているのですが、和室を縮めた場合、今までと同じように大会はここでできるのですか。そういうスペースになるのでしょうか。

飯作課長 参加するチーム数によっても変わってはきますけれども、現状の子供たちの数からも参加チームを考えると大丈夫というふうに考えます。

村田委員 もう一点、ここで今の公民館の用途変更で陶芸実習室が防災備蓄室になっていくということを書いてあるのは、これはここに備品を置くということで分かるのですが、それ以外にこれだけ今の公民館と新しくこうやって公民館新設された状態で例えば災害起きたときの避難所、避難場所

といった中で停電時の設備だとか、そういうものはどのぐらいのところまで考えてここに入っているのですか。

飯作課長　　まず、防災の備蓄室に関しましては、現在旧館の以前管理人室として使っていたところが防災の備蓄庫になっているのですが、そこを建て替えて壊してしまいますので、その行き場所がなくなるということで、陶芸実習室を移転させるために代替りのスペースということで考えております。災害対応の設備という部分に関しましては、総務課とも協議させていただいたのですが、総務課の考え方としては外部からの発電機等による電力の供給を受ける受け口といいますか、盤というのですか、を建物に設けまして、そこを接続することによって管内の電気を使えるようにするという考え方であるということでしたので、そういった設備になっていくかと思っております。

金木委員　　今からだと、たしか四、五年ぐらい前になるかと思いますが、公民館の旧館の建て替えに当たって現在公民館を使用しているサークルや団体の方たちというのか、関係者へアンケートをされたかと思うのです。そのときの詳しい結果もちょっと分かってはいないのですけれども、そのときの一応結果や意見なども網羅した上での今回の設計というものになっているのかどうか、その辺どういうふうに踏まえて設計を立てられたのか、お願いします。

飯作課長　　今言われたアンケートにつきましては、ちょっと時間がたっていますけれども、平成28年に各々利用している方々へアンケートということで実施をしております。その中で例えばサークルの方ですと、自分たちのサークルの使い勝手の部分だとかいろいろな意見がございましたけれども、大まかに意見としましてはエレベーターを設置してほしいということとトイレの洋式化、それから図書館を1階に配置してほしいということと、あとは使い勝手のよい小ぢんまりとした会議スペース、活動スペースが欲しいというようなところが主な回答でございました。これらも踏まえて、図書館の1階配置というのはかないませんでしたけれども、これらをなるべく反映させるということを念頭に置きながら今回の案ということでさせていただいております。

金木委員　　そういうことになる、今回基本設計ぐらいの図面ができたので、5年前、6年ぐらい前だから、改めてまた広く町民の皆さんに意見を募るとか、そういうことは別に考えられないのかどうか、お願いします。

飯作課長　　一応基本設計ということで、本当の青写真といいますか、形が見えてきましたので、ちょっとやり方は考えておりませんが、パブコメみたいな形ででも意見を伺えればなということは考えております。

金木委員　　今回予算とかの金額的なことは一切書かれていないのですけれども、それはこれからなのか、現段階では概算的にはどのぐらいということで考えているのかどうか、その辺お願いしたいと思います。

飯作課長　　費用に関しましては、当初マネジメント計画で示された数字といたしまして、旧館の除却費も合わせて建て替えの経費として8億7,200万円ほどの金額ということでマネジメント計画では示されております。ただ、この金額につきましては、当初マネジメントを進めておりました財務課のほうで確認しておりますけれども、当時の一般的なといいますか、国なり道なりが一般的な施設の整備に関してはこれぐらいの金額ですよという示されたものなので、本当の、ちょっと表現が適当か分かりませんが、目安的な数字ということでございます。ただいま当初の計画から何年も遅れてはおりますけれども、現在の状況ですと相場といたしまして平方メートル60万ぐらいというような金額が言われております。なので、ざっと計算いたしますと十数億円というような金額になるのですけれども、そこら辺につきましては今後実施設計を進めていく中で具体的な数字が見えてくるということですので、その都度また協議をしていきたいということでは財務課と打合せをしているところでございます。

金木委員　　もう一点、今回2階建て、2階の施設であってもエレベーターをつける方向だということですが、このエレベーターの利用は何か災害とか特別な使用制限みたいの、通常の誰でも行ったときにいつでも使えるような状況なのか、何か特別なイベントがあったり、災害の避難所的なときにしか使えないようなエレベーターなのか、その辺の使用はどのように考えていますか。

飯作課長 このエレベーターにつきましては、日常から使うような考え方でございます。

村田委員 1枚目の最初の見取図の中で今の既存の公民館と新しく建てる公民館、渡り廊下でつながるのですけれども、たしか渡り廊下でつながってもその間の距離というのですか、離す距離、たしか決まっていますよね、消防法か何かで、だったと思うのですけれども、これを見ると1階の機械室（公民館用）と書いてあるところと既存の公民館の大ホールの上のほうに出っ張っているところの距離が図面の形の中からいくと何か随分狭いような感じを受けるのですけれども、この距離ってどれだけあるのか。

飯作課長 2枚目の1階の平面図の本当に右下のほうに薄くちょっと枠だけ出ているの、これが今言われている部分の今の既存の公民館の部分、この距離は目安としてこの方向にこれがあるぞということの表示ですので、これだけの距離ということではないのですが、1階のその前のページの配置図を見てもらってもいいのかなと思いますけれども、この距離が離隔距離ということで、申し訳ございません、正確な数字はありませんけれども、委員心配されているような、規制に引かかるような距離以上は確保しているということでご理解いただければと思います。

村田委員 すみません。その距離というのは、離れなければならない距離というのはどれだけ離れなければならないのか。

飯作課長 申し訳ございません。数字では今ちょっと出てこないのですが、避難路の確保とか、そういった考え方からの部分での確保の距離ということなのですが、申し訳ございません、数字のほうは今は答えられないです。

村田委員 自分もこの施設ではないのですけれども、農協の施設なんかで増幅したりする、渡り廊下でとかという、いろんなことが起きたときに消防法で何メートル以上隣と離しなさいとかという、そういう細かいルールがあるから、そこはきちんとクリアしているのかなというのがちょっと心配で、この図面だけ見ると何かちょっと狭そうに感じたものだから、そこら辺はきっちりやってくればなと思います。

森 議長

この場に来て改めて聞いての発言ですので、半ば思いつきというか、この場で今考えたことなので、深く詰めて検討したことではないということをお話を前提に今思いついたことを何点かお話しさせていただきます。

まず、基本的にマネジメント計画よりも少し大きくなっているということですが、当時の方向としては全ての施設について基本的に人口が最終的な段階からすると半減近くなるという想定の下に考えたのですが、今島のほうなんか見てもなかなかそういう方向には、現状のニーズに沿った形でどうしてもつくっていきますので、これも逆にマネジメント計画より大きくなっているということもありますので、全般としては稼働して本格的に動き出す、それから最終的に使う期間考えると、やっぱり人口半減ぐらいのときもそう遠からず来るという前提で、そういう考え方を持つ必要があるのではないかなと。これは、抽象的な話としてまず1点申し上げておきます。

具体的なところ、一番気になったのが図書館が非常に大きくなっておりまして、先ほど課長の説明では、蔵書の関係があるので、どうしてもこのぐらいの面積は必要だなということであるということでしたけれども、細々と現状の図書館の問題についてここで議論しようと思いませんけれども、一方的に私の印象を言うと、基本的には図書館の中で今の状態の使い方として黙って本をあそこに来て読むとかいう部分の利用は非常に少ないだろうということと、それから蔵書に関してもほとんど回転していない置きっ放しの蔵書がほぼ、相当なパーセンテージで、回転しているものは限られた新刊ということもあるのかなというふうに想像します。ただ、先ほど言ったレファレンスサービスですか、これの部分に関しては今どの程度あるのか、羽幌町全体として先ほどの郷土資料館にも関わりますが、昔からのいろんな資料とか、そういった類いのものが今図書館と全然別なことになっておりますので、ああいうものが散乱しているともう二度と戻らないというものもありますので、図書館機能を増幅する中でそういうものを再点検して大事に今後羽幌町の財産として取っておく、これは図書部門として、いわゆる郷土資料館に置くようなものではなくて。例えば具体的に言うと、最近また改めて見たのですが、羽幌町の明治時代につくった都市計画の図面だとか、そういうものなんかも含めて再点検して、この際ですから、レファレンスサービスを図書館機能の中に入れるのであれば、ただいわゆる一般の図書というも

のに加えて、そういうものがなければレファレンスサービス自体が意味のあるものにならないと思いますので、そういう観点を持っていただきたいと思います。

最も言いたいのは、果たして今も恐らく新書で、どちらかというところ取っつきやすい、何と言ったらいいのかわからないですけども、昔でいえば中間小説だとか、推理小説だとかという類いはやはり廃りがあって一定期間過ぎるともうほとんど読まないということもあると思います。そこで、やっぱり今のトレンドをきちっと押さえていくと、今いわゆる電子図書館、そういうことを管理しているDRM、デジタル著作権みたいなところがあってですけども、そこを通すと町民が羽幌の図書館を通して借りて自分のところの携帯なり、もしくはテレビなんかで、パソコンも含めて貸出しして見られるというのが今非常に普及してきているということです。今この場で調べても昨年の2月の段階で全国で3,300公立図書館があるのですけれども、そのうちの272自治体、全体の28%が電子図書館という記事を、朝日新聞ですけども、見ました。これが正確かどうかは分かりませんが、今見ただけで、これが1年前はこの半分でしたので、1年間で倍増して28%になっております。実際今の恐らく、羽幌の若い人はちょっと分かりませんが、若者全般としてはよく民間でいえばアマゾンでやっているキンドルだとか、そういうところから買って携帯等で見るというほうがもう既にかかなりのパーセンテージで読書というのに触れているということがありますので、これはまだ少し時間がありますから、その段階では相当もっとはるかに進んでいきます。日進月歩ですので。そうすると、今ある蔵書の処分も含めて極端に言えば、そういうことで蔵書一冊もなくともいいわけですから、非常に大きなスペースも、今あるものも年に何件かは処分していつているのです。大幅に処分のスピードも上げられるし、スペースも本当に3分の1も要らなくなる可能性もありますので、その辺を今後実際の実施設計に当たっては念頭に置いて今から進めておかないと、これだけのかいもの、今より相当でかい図書館を造ってしまったら、電子図書サービスが主流になったときには非常に無用のスペースになる危険性もありますので、検討課題のものとして考えていただきたいなと要望します。

恐らくいろいろ考えたら、これは減らせないなというところがあったのだろうと想像しますけれども、今羽幌町全体を考えたときに、よく私が

言われるのは、年齢問わずだと思えますけれども、小さい子供たちを持った子育て世代だとか、あと高齢者のほうでちょっと集まって休みながらみんなで気軽に雑談できるようなスペースがないという話を、これは頻繁とは言いませんけれども、かなり聞いています。これは、担当課まるっきり違うのですけれども、具体的に町民から見てよく言われたのは今生協入っている2階に昔 a u あったところ、何も使っていないのなら開放して椅子とテーブルだけ置いていてもいいのではないかというような話もあって、私も話をつないだことがありますし、直接言っているという人もいるような気がします。あれはあれでいろんな公共団体としての問題があって、やる気になれば無償で、町が直接やるのなら無償でもできると思えますけれども、そういうスペースがあるので、それで代替もできるかもしれませんが、例えば図書館のほうに話を戻しますと、先ほどトレンドの一つに電子図書館と言いました。もう一つは、公立図書館を民営化しているのです。羽幌は、ちょっとそぐわないのではないかと思うのです。先ほど体育館のほうで指定管理もありましたけれども、それも可能性としては絶対ないとは言えませんけれども、その民営化するところの多くが例えばカフェで喫茶スペース、そういった形でカフェを増設して、図書館は本来であれば会話はほかの人の勉強なり、そういうものに邪魔になるので、会話はしないで黙って本読めよというスペースなのですけれども、そういうカフェ増設しているところなんか一部には、そこから本借りてきて簡単なおしゃべりぐらいしながらでも利用できるというカフェ併設型の公共図書館が増えてきているという情報もあります。その辺ならだと言いましたけれども、やはり新しく造って今後時代が変わっていく中で羽幌町の独自の事情、それから最先端の住民の利便性、それからそういうものを考えたものを実際の実施設計に向けて今のこれに加えてぜひ検討して進めてもらいたいと思えます。

今思いつきで、先ほど冒頭思いつきで言っていると言いましたけれども、それに対して現状で何かお答えできるようなものがあれば答弁お願いいたします。

飯作課長

議長のほうから今いろいろと何点かいただきましたけれども、電子書籍云々という部分に関しましては我々としても今の時代の読書離れとは言

わないですけれども、そういった本当の冊子を読むというところから離れてしまうというところで、そこはどっちがいい悪いではないですけれども、実際には本を手にとってという考え方の読書推進もやっていますので、そこら辺またこれから状況がどう変わっていくか分かりませんが、そこら辺はちゃんと見極めながら進めていきたいと思ひますし、スペースの部分に関しましてもそういう状況に変化が来ればやっぱり利活用の部分にも影響してきますので、そこはきちっと念頭に置きながら進めていきたいと思ひます。

森 議長

本を手で読むという、そういう文化、大事だと思ひますし、それを全くなくすると言っているわけではありませぬけれども、では具体的な数字を言ったほうがさらにいいかなと思ひますし、いろんな都道府県で今電子図書化が進んでいるという話をしましたけれども、これも今調べたあれですけれども、一番多いところは山口県で、もう40%を超えています。それから、大阪も38.6%、東京も35%を超えていますので、その間にいろんな小さい県も入っているぐらいですので、ある意味ではもう一般化していると言ってもいいと思ひますし、電子書籍化したら本は読まないかという、いわゆる手に取って本を読まないかということは短絡的な発想で、私もキンドル等で読むこともあるのですけれども、書籍として読みたい本はがちり買うという、それからちょっと軽く、だんだん邪魔にもなりますから、本がたくさんになると、そういうものは電子書籍化と、2つの使い方をするというのもありますので、電子書籍の要素を入れたら、一切全部それに流れるということではないと思ひます。

それから、高齢者にとっては電子書籍が非常にいいのは、やはり目が衰えてきていますから、例えばタブレットだとか見たときに自由に拡大できるのです。文庫なんかだったら、もう根気が続かないと。僕らもみんなそうだと思う。字がちっちゃくて疲れてなかなか長い時間読めないのですけれども、タブレットに入れてやると字を大きくできるので、これは個人的な私だけのことではないと思ひます。やっぱりそういうメリットもありますので、決していわゆる本を手にとって読む文化を阻害するものとは考えなくてもいいと思ひますので、それも1つ、数字も含めて参考意見として言っておきます。

あと、実は見たら天塩町が入っていますよというのが別の統計上あった

ので、慌てて今見たら、これは確かにやっていますけれども、英語教育の部分に特化したオーバードライブ電子関係とかということで相当前にやって、今でも図書館自体はそれを拡大して電子書籍化、全般的にそれを進めているという情報は入っていませんが、そういう実態も含めて参考として情報を伝えておきたいと思います。

答弁については、先ほどの答弁で結構ですので、私の質問はこれで終わります。

村田委員 建て替えによって集会所の取扱いについてちょっと質問をしたいと思います。まず、説明の中でまだ耐用年数を経過していない施設は、ここに3点書いてあるのですが、原野とかは別としても市街地の中にも耐用年数を経過している集会所等もあり、ここに書いてあるのは小規模な修繕を行い、可能な限り使用するという事なのですが、正直言ってどのぐらいの修繕であればそれを修繕してまだ使っていく、もし何百万もかかってこれはちょっと簡単でないのだわというところの見切りの仕方と言ったらいいのか、それによってその集会所を廃止にしてどこかと統合するのか、それか新しくできる公民館を使ってもらうのかというところを説明していかなければならないような気がするのですがけれども、そこら辺の考え方というのはどこら辺まで煮詰めているのかお聞きしたいなど。

宮崎課長 修繕の内容によっての仕切りという部分なのですけれども、今具体的にちょっと細かくまでは幾らというのは、これだというのは特にはないので、最近資材等も高騰しておりますので、その必要な修繕に係る規模と申しますか、まずそれを押さえた中でそれぞれの施設の耐用年数の経過年数ですとか、その状況ですとか、あるいは利用の状況ですとか、そういうところを総合的に見ながら考えていく必要があるのかなということで、ちょっと細かい部分はまだ持ち合わせていない状況です。

村田委員 基本的な部分でいって、ここで書いてある3施設は大規模改修を含んで継続して利用していくということになっているので、ここに近いいずれ使えなくなるだろう集会所とかの施設をここに集約するとか、それからこの集会所は新しい中央公民館を使ってもらうとかという、そういう区分けもまだ今のところしていないのですか。

宮崎課長 マネジメント計画当初のときは、市街地区の中で耐用年数を経過した施設ということでしたので、その中で申し上げますと栄町南ですとか幸町南、あと南町集会所、それから川北のほうになりますけれども、北町、そういった施設が耐用年数を経過した町なかの施設という状況だと思います。

村田委員 そういうところがあって、なおかつ今この上の3か所に、徒歩ではゆるくない、要は統合するような近くの場所がないよねというところはやっぱり公民館を使ってもらおうということが原則だと思うのです。そこら辺は、やっぱり地元の利用しているお年寄りとかにある程度方向性みたいなものを説明していかないと、例えば天井落ちたとか床が落ちたりして、これもう駄目だわとなったときに急にあなた方今度どこ使ってくださいというふうなことになるとうまうと、また使う側のほうに困ったりするような気がするのです、やっぱりある程度そういう方向性をなるべく早く出して、こうなったときにはこっち使ってくださいねとかという、それから違うところでは栄町のここを使ってくださいとかというような方向性というか、それをやっぱりある程度の段階では出したほうが良いような気がするのです。

それと、もう一つ、例えば北町の集会所はもう使えなくなりました、公民館今度使ってくださいということにもしなったときに、公共施設マネジメントの中にも書いてあるのですけれども、デマンド的な部分のそういう公共交通的なものも検討しなければならないですよということがあったと思うのですが、そういうところも実際にそういうことが起きていくような気が、やっぱりそういう足ということも考えていかなければならないのかなと思うのです。そこら辺の考え方、これはきちんとなるべくしていったほうが良いと思うのですけれども、まだ先ほどの段階ではあまりそこまで行っていないと言うのですけれども、考え方としてはどういう考え方で進めていくつもりなのか返答願います。

宮崎課長 ただいまの件なのですけれども、一応今後においても各施設の地域の管理者という方がいらっしゃる、そこに対して利用実態もそうですし、管理の状況もそうですし、またこちらのほうとしましても施設の点検というのを随時行っていくと、そういったやり取りとかを行っていく中で

各地域ともその状況によってどうするのかというのを随時話をしていきながら、また相手方の意向も確認しながらそういうところは進めていきたいなというふうに考えています。

小寺委員長 私から、今の集会所についてお伺いします。当初、この委員会ではないのですが、4年前、前期のときの公共施設マネジメントの特別委員会の中では集会所は基本集約することで全体の面積を減らすということで進んでいたと思うのです。そして、その中で出たのが先ほど村田委員もおっしゃったとおり、周辺の町内会にもきちんと説明をする、あとは交通も含めた移動に関してもきちんと考えて各町内会を含めた利用者のほうに提示するという、それで終わったと思うのです。ただ、今回これでいくとマネジメント計画の面積は減らないし、なおかつすごく大きな変換だったのかなというのは基本は長寿命化で大規模改修も含めた、可能な限り修繕して使っていくというふうになっているので、その辺マネジメント計画とのずれというか、その辺はどういうふうに考えているのでしょうか。

宮崎課長 ただいまの件ですけれども、基本的に集約ということですか、あとあったと思うのですけれども、まず耐用年数を経過していない施設については長寿命化というのはそこと同じなのかなというふうに思っているのですけれども、耐用年数を経過した施設の考え方というのは意味合いがちよっと違っているのかなというふうに捉えたのだと思います。先ほど、では小規模な修繕の目安って幾らかというものはっきりと幾らというものもない中なのですけれども、各施設の管理者とやり取りをしていく中でこれまでの経緯の中ではその集会所によってはどうしても今は残してほしいだとか、そういう声もあったかと思うのです。それと、計画の中できっちりかっちり耐用年数を経過したものについては令和何年度に除却するという計画だったと思います。ただ、今まで各施設の管理している方ですか利用者の方とのやり取りの中では、この年度に来たら除却ねというところについて一部理解得られていなかったというような経過もあったものですから、そこはその利用者の声もまず聞きながら、先ほど申し上げましたようにどうしても地域で管理ができないだとか、高齢化だとかで今後そういうふうに管理ができないという可能性のあるとこ

ろも可能性として今あるものですから、そこは都度各施設の管理者の方の意向も聞きながら徐々に、場合によっては廃止となるところもあると思いますし、場合によってはその場所だったら近くのまだ使える施設を使うということもあると思うので、そこはあまり事務的といいますか、ばつんとこの年度来たら除却ねということについては地域の方の意見も聞きながら考えていく必要があるのかなというふうに思っています、その辺はそういった線で今後考えていきたいなというところでございます。

小寺委員長 あと、マネジメント計画との整合性というか、そこはマネジメント計画にきちんと反映されて年度がずれたり、そっちの計画との整合はどういうふうになっているのでしょうか。

宮崎課長 当初の計画で例えば令和5年度に除却とするものがあつたとすれば、それは今の考え方からしますと先送りといいますか、後年度に除却という形になっていくかなというふうに現段階では考えております。

小寺委員長 それでは、今後、マネジメント計画にも目標値があります。広さですとか、数ですとか、そのための計画ですから、それは今のあれでいくと変更はどんどんかかっているということによろしいのでしょうか。

宮崎課長 お答えします。計画が変更になっていくというような認識でおります。

小寺委員長 分かりました。
もう一つ、公民館の関係で質問させていただきます。先ほど何名かの方が図書室ですとか、収蔵室ですか、について質問したのですが、今回資料館分がかなり今の現状から考えると小さくなるのかなというふうに思っています。今の展示の内容ですと、小学生の学習の場で使用したりだとか、あとそれだけではなくて観光の方、特に炭鉱に行く方が炭鉱の資料を見たりだとか、そういうようないろんな用途で今使用されているのではないかなというふうに思っています。また、化石ですとか、羽幌特有のすばらしいものが展示されています。それが小さくなることによって地元の子供への影響ですとか、観光客、町外の方が今まで見ら

れた資料が見られなくなるですとか、あとは所蔵、保管についてもいろんなデメリットが小さくなることで出てくるのかなというふうに思うのですけれども、その辺の考え方と、あと現状資料館は220円とかの料金を取っているのですけれども、その辺も含めてちょっと変わってくると思うのですけれども、現状で分かる範囲で説明していただきたいなど。

飯作課長

ただいまのご質問ですけれども、資料室につきましては言われているとおり展示のスペースが小さくなるということで、従来来ていただいて見ていただいた部分というのはボリュームとしてはどうしても減ってしまいます。ただ、先ほどもちょっと図書室の関係でもお話ししていましたが、レファレンスサービスということで、これは何かというと、町が持っている情報の提供ということで、利用者なり町民の方がこれについて知りたいというのをただ見るだけでなく、こういうことですよという、レクチャーという言い方がいいか分かりませんが、そういう情報を提供していくという部分においては展示のものは少ないですけれども、見たい要望によって収蔵室から持ってきてこうですよというような説明をしてあげるといようなサービスを目指しておりますので、その部分はそういう形でカバーといいますか、対応していきたいなと思っております。

それから、料金の関係ですけれども、先ほども言っているとおり図書室の機能の中でこういった情報の提供ということでサービスをしていきたいということで、今目指しているのは建物の棟としては別棟ではありませんけれども、図書館法に基づいた図書館という位置づけでやっていきたいというふうに考えております。そうなりますと、そういった情報の提供ですとか、そういうものも含めて何ら一切料金を取ってはいけないという制度でございますので、あくまでも図書館機能の中で必要な情報を必要な方に提供していくというように形を考えておりますので、今までの入館料220円というのはなくなっていくのかなという、今の現状の考え方はそういう状況であるというところでございます。

小寺委員長

4年前ですか、道外の図書館に視察に行った経緯がありまして、やはりすごいコンセプトを持って運営していました。そこには、やっぱり町民が集い、朝からそこで過ごして、学びたい人が先ほど課長がおっしゃっ

たとおり自分の学びたいものをそこで発見できてというのはとてもすばらしい施設だなと思ったのです。まだ中身に関しては平面図しか分からないのですけれども、数でどうしてもこの本棚置かなければいけないというのではなくて、子供からお年寄りまでがそこで快適に過ごすことができるように、先ほど何回も言うとおりに学びたいことがしっかり学べるようなスペースをつくるためのコンセプトというのが図書館であれ図書室であれ今後必要になってくると思うのです。ですので、できたらどういう施設にするのか、したいのか、その辺も含めて図書館に特化して計画なりコンセプトをしっかり出して過ごしやすい、私もあまり利用はしないのですけれども、利用したくなるようないい施設にしてほしいなというふうには自分感じています。

先ほどの出したいものがすぐ出せるということで見ると、1階と2階がどうしても分かれて動線的には貯蔵室に行くのにかなり距離があるのではないかなというふうに思うので、例えば2階の貯蔵室から1階に下りられるだとか、その辺は貯蔵室とのリンクも何か考えたほうが出し入れというか、もしお客さんがこういう資料を見たい、少々お待ちくださいと言ってすぐ出せるような、そういう動線も必要ですし、あとは先ほど言ったとおりにレクチャーという言葉を使っていらっしゃいましたけれども、学芸員が必要なのかどうか分からないのですけれども、やっぱり価値のあるものをきちんと価値のある説明ができるような人材も含めた教育というか、採用なのかちょっと分からないのですけれども、今後これができるまでの間に収蔵品を含めてそういう専門の方に力をお借りするというのも必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

飯作課長

今委員長言われたように、どういう形で運営していくのかというコンセプトといますか、そこら辺はきちっとしっかりしたものを持って進めていきたいなと思いますので、そこら辺は詰めていきたいというふうに思っています。

それから、収蔵品の価値の部分に関しましてもきちんと分かる人がいないと説明にもなりませんので、そういった部分も例えば道の学芸員という方もいらっしゃいますので、そういうところからの知恵もお借りするだとか、そういったところを進めながらそれに対応していきたいという

ふうを考えます。

小寺委員長 あともう一つなのですが、1階の小ホールについてなのですが、今だと舞台があつて平面があつてというような造りになっているとは思うのですけれども、これを見る限り舞台とかという感じではなくて、その裏に収納室、椅子とか机とか入れる場所だと思うのですけれども、それがあるだけかなと思うのですけれども、一応本当に真っ平らなスペースということなのかと、あとは今の小ホールの大きさと数字で見ると同じぐらいなのだと思いますけれども、同じぐらいなのかということと、あとは高さが吹き抜けにはなっているのですけれども、今の小ホールと大体同じなのかという感じはいかがでしょう。

飯作課長 小ホールの部分ですけれども、ステージに関しましては既存の高くなっているステージというのは配置は予定しておりません。現在の小ホールの使い方を見ますと、事業だったり催しだったりしましてもなかなかステージを使うという使い方がないものですから、逆にそこが高いことによって使い勝手が悪くなってしまっても困るということで、あえてステージは設けておりません。ただ、式典等々でどうしてもそういった高いところというのが必要になってくるかと思しますので、簡易の収納式の高さをキープするような台がございますので、そういったもので対応していきたいなというふうに考えております。

それから、スペースの大きさですけれども、縦横の長さが若干変わってきますけれども、数字的には現在の小ホールと変わらないようなスペースでの配置というふうに考えております。

あと、高さにつきましては、実際今の小ホールとの高さという部分では同じかどうかちょっとまだ分かりませんが、小ホールの部分についてはどうしても天井の高さもある程度欲しいということで、2階に関しては吹き抜けということでフロアを設けていませんので、一定の高さはキープできるのかなというふうに考えています。

小寺委員長 最後に、先ほど村田委員もおっしゃっていたのですけれども、隣との関係で法的なこともしっかりと網羅されたもので、建った後にいろんな影響が出てきたりだとか、そういうのがないのかどうか、その確認をした

いのですが、いかがでしょうか。

飯作課長 申し訳ありません。今日建設課の主任技師も一緒に来られればよかったのですが、別件の会議があるということで私だけで来させていただいたので、具体的な数字的なものはちょっとお答えできないのですけれども、それに関しましては当然技師もいますし、委託している設計屋に関してそういう法的な制限というのはきちんと把握した上での設計ということで進めておりますので、そこは間違いなくきちんと進めていくということでご理解いただければと。

村田委員 ちょっと細かいことで申し訳ないですけれども、今建てるに当たって農協の使っている振興センターとつながなければならないというところは私は理解しているので、いいのですが、正直言うとあまりそこを渡って歩くような人いないのではないかというところで、2階なので、下の廊下と屋根だけあればいいのか、やっぱり設計上きちんと壁も造って冬でも使えるようにまでしなければならぬのか、そこら辺はどのような形になっているのか。

飯作課長 建物の構造的に一体化というところを目指していますので、当然壁もあってしっかりしたものです。

森 議長 今説明の中で図書館法というのが出てきましたので、にわかには調べたところ、これは非常に古い法律でありますけれども、当初からやっぱり3本柱、図書館法の基本的理念と言っているのか分かりませんが、3本柱がありまして、教養、それから調査研究、もう一つがレクリエーションというのが基本理念になっているというふうに読みました。そういうことからしても先ほど私が言っているのもそうですし、委員長が言った部分なんかでもそういう要素があって、そのもともとの図書館法の理念から、先ほどちょっとだけ触れましたけれども、民営化が非常に今増えてきていると。民営化も純粹にツタヤというすごく大きなところが、あそこが完全に運営してカフェだとか、そういうのを設置しているところもありますけれども、羽幌はどうも逆行していますけれども、通常指定管理という形で、先ほど言っていたいわゆるレファレンスサービスを本当

に役場職員が運営するといったら、非常にハードルもいろいろあるのかなということも多分あるのかなと思うのですが、そういった中でいわゆる民営化が今増えてきていると。1割ぐらいはもうなっているということも書いていました。この後も会社ではなくて、たまたま今社会教育ですから、体協が以前体育館を運営したように図書館をNPO法人が民営化というところの中の多くを担っているという情報もありますので、これもまた先ほどの繰り返しで申し訳ありませんけれども、実際の実現に向けてまだ数年もしくはもうちょっとかかるという前提の上でですが、いわゆる民営化も毎年増えてきていますし、電子図書館については先ほども言ったように年に十数%も増えて現状自治体数に対しては3割近くになってきているというものもありますので、常にチェックをしながら詰めていっていただきたいという要望を再度お伝えしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

小寺委員長 要望だけ。

森議長 要望ですので、別に、言いつ放しで結構だと。いや、無視するというのなら、悪いけれども、そんなこともないと思うので。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) 先ほども森議長もおっしゃったとおり、例えば留萌市なんかは留萌市立図書館を特殊法人の留萌スポーツ協会が指定管理を受けていたようですが、天塩のほうの電子図書も含めてですけれども、町全体もICT化ですとか、学校もGIGAスクールですとか、いろんな方面で今後のほうに結びつけるための活用の方法として電子図書というのもとってもいいかなというふうに考えているので、それに特化するということではなくて、いろんな方策があったうちにうまく使っていただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質疑がないようですので、また変更ですとか新しい情報がありましたら、ぜひ委員会にはならないと思いますけれども、調査に協力いただきたいというふうに思います。

以上で本日の文教厚生常任委員会の調査を終わりたいと思います。ありがとうございました。